

政策会議付議事案書（令和 8 年 4 月 14 日）

| No.          |  | (1) 事案名                                   |    | (2) 目的・必要性（要点をまとめて簡潔に）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
|--------------|--|-------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 議題 Ⅰ         |  | 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正することについて |    | <p>本市が認可する地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）については、児童福祉法第34条の16第1項に基づき、「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例」（以下「市条例」という。）を定めておりますが、その内容は、同法第2項において、内閣府令で定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（以下「国基準」という。）を参酌するものとされています。</p> <p>この国基準において、多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所の受け入れを推進するため、理学療法士等が新たに「みなし保育士」に追加されたこと及び「保育士等の配置基準」に係る経過措置の期間が改正されたことから、市条例についても改正するものです。</p> <p>なお、保育所の基準については、「神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定められていますが、神奈川県では令和8年6月に同様の改正を予定しています。</p> |  |
| 提案課・報告者      |  |                                           |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 保育こども園課 吉藤 直 |  |                                           |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 総合計画における位置付け |  |                                           | 資料 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 無            |  | 基本施策No.                                   |    | 有                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |

| (3) 経過・検討結果（いつ・何を（が）・どうしたか） |                                                                |              | (4) 決定等を要する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いつ                          | 何を（が）                                                          | どうしたか（主体・内容） | <p>1 「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例」で規定する小規模保育所A型、B型、保育所型事業所内保育事業、小規模型事業所内保育事業において、子育てに関する知識及び経験を有するものであって、次に掲げる者を1名に限り、新たに保育士とみなすことができるようにすること（ただし、保育士による支援を受けられる体制を確保しなければならない）</p> <p>(1) 理学療法士</p> <p>(2) 作業療法士</p> <p>(3) 言語聴覚士</p> <p>(4) 心理担当職員（心理学を専修する学科等を卒業し、集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等の能力を有すると認められる者）</p> <p>(5) 障害児の療育に関する知識及び経験を有し、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験がある者</p> <p>2 「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例」で規定する保育士等の数に関する経過措置について、次のとおり改定すること</p> <p>(1) 満3歳以上満4歳に満たない児童に対する保育士数の数に関する経過措置について、「当分の間」としていたものを「令和10年3月31日まで」とする。</p> |
| 令和6年6月25日                   | 「保育士等の配置基準」に係る経過措置の期間を定めた、秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 | 施行           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 令和8年3月16日                   | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令                               | 公布           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 令和8年4月1日                    | //                                                             | 施行           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                             |                                                                |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                             |                                                                |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                             |                                                                |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                             |                                                                |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                             |                                                                |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                             |                                                                |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

| (5) 今後の取扱い（いつ・どうするか） |                                         |
|----------------------|-----------------------------------------|
| いつ                   | どうするか                                   |
| 令和8年6月               | 令和8年6月市議会第2回定例会に条例改正議案を提出               |
| //                   | 改正条例の公布・施行                              |
| 【参考】                 |                                         |
| 令和8年6月               | 神奈川県が「神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正 |
|                      |                                         |
|                      |                                         |

# みなし保育士について

資料Ⅰ

| 対象者                      |                                                             | 令和8年<br>3月31日まで | 令和8年<br>4月1日から |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------|----------------|
| Ⅰ い<br>名 ず<br>ま れ<br>で か | 保健師                                                         | ○               | ○              |
|                          | 看護師                                                         | ○               | ○              |
| Ⅰ い<br>名 ず<br>ま れ<br>で か | 理学療法士                                                       | —               | ○              |
|                          | 作業療法士                                                       | —               | ○              |
|                          | 言語聴覚士                                                       | —               | ○              |
|                          | 心理担当職員（心理学を専修する学科等を卒業し、集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等の能力を有すると認められる者） | —               | ○              |
|                          | 障害児の療育に関する知識及び経験を有し、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験がある者           | —               | ○              |

# 保育士等の数に関する経過措置

資料 2

| 年齢                      | 当初                    | 令和 6 年 6 月 2 5 日改正    |      | 令和 8 年 4 月 1 日改正        |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|------|-------------------------|
|                         | 基準                    | 基準                    | 経過措置 | 経過措置                    |
| 満 3 歳以上満 4 歳<br>に満たない幼児 | おおむね 2 0 名<br>につき 1 名 | おおむね 1 5 名に<br>つき 1 名 | 当分の間 | 令和 1 0 年<br>3 月 3 1 日まで |
| 満 4 歳以上満 5 歳<br>に満たない幼児 | おおむね 3 0 名<br>につき 1 名 | おおむね 2 5 名に<br>つき 1 名 |      | 当分の間                    |

議案第 号

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正することについて

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、「みなし保育士」の対象に理学療法士等を追加するとともに、満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対する保育士数に関する経過措置の期間を令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとするため、改正するものであります。

## 秦野市条例第 号

## 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
  - 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域

内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」に改め、「第30条第3項」の次に「若しくは第4項」を、「第45条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年秦野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項前段中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第48条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項後段中「第48条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、

適用しない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 号 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 旧                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                               |
| <p>(職員)</p> <p>第 3 0 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は看護師 <u>(以下「看護師等」という。)</u> を、1 名に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員 (学校教育法 (昭和 2 2 年法律第 2 6 号) の規定による大学 (短期大学を除く。 ) 若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。 ) 又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者 (以下「特定理学療法士等」という。 ) を、1 名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、</u></p> | <p>(職員)</p> <p>第 3 0 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は看護師を、1 名に限り、保育士とみなすことができる。</p> |

その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

### 第32条 （略）

#### 2 （略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等

（職員）

### 第32条 （略）

#### 2 （略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

が保育を行うに当たっては、その小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第45条 （略）

2 （略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区

（職員）

第45条 （略）

2 （略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たつて、その保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第48条 （略）

2 （略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1名に限り、保育士とみなすことができる。ただし、その特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区

（職員）

第48条 （略）

2 （略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1名に限り、保育士とみなすことができる。

域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、その看護師等が保育を行うに当たって、その小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

7－9 （略）

- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、その認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第

附 則

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

7－9 （略）

- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

45条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

## 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正

### 附 則

(保育士等の数に関する経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による

### 附 則

(保育士等の数に関する経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める  
条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第  
48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する  
保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用し  
ない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域  
型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、  
第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定  
（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事  
者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に  
おいても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

こ 成 保 第 220 号  
7 文科初第 2580 号  
令和 8 年 3 月 16 日

各  
〔  
都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
中 核 市 市 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長  
都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園  
を 置 く 国 立 大 学 法 人 の 長  
〕  
殿

こども家庭庁成育局長  
( 公 印 省 略 )

文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等について

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」(令和 8 年内閣府令第 10 号。以下「改正府令」という。)、 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部を改正する命令」(令和 8 年内閣府・文部科学省令第 4 号。以下「改正命令」という。) 及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する件」(令和 8 年内閣府・文部科学省告示第 2 号。以下「改正告示」という。) については、本日公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行・適用されることとなった。

その趣旨及び内容は下記のとおりであるため、十分御了知の上、各都道府県知事等におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)、関係者、関係団体等に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会・中核市教育委員

会を除く。)に対して、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

#### 1 保育所等における専門職の活用について

「保育政策の新たな方向性」（令和 6 年 12 月 20 日こども家庭庁公表。以下「新たな方向性」という。）において、「保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要」であり、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用・・・を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進」することとされていることを踏まえ、所要の改正を行うこととすること。

#### 2 保育所等における 3 歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定について

新たな方向性において、保育所等における「3 歳児の職員配置の改善」について「改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」としている経過措置の取扱いを検討」とされているところ、足下の職員配置の改善の状況を踏まえ、所要の改正を行うこととすること。

### 第 2 改正府令の主な内容

#### 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設基準」という。）及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号。以下「改正省令」という。）の一部改正

ア 保育所における児童福祉施設基準第 33 条第 2 項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができることとすること。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、児童福祉施設基準第 95 条若しくは第 96 条又は改

正省令附則第2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととすること。

イ 改正府令第1条の規定による改正後の児童福祉施設基準(以下「新児童福祉施設基準」という。)第33条第3項及び改正省令附則第2項の規定により特定理学療法士等及び看護師等(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)が保育を行う場合には、当該保育所の保育士(当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととすること。

ウ その他所要の改正を行うこと。

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等基準」という。)の一部改正

ア 家庭的保育事業等基準第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項又は第47条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型又は保育所型事業所内保育事業所若しくは小規模型事業所内保育事業所(以下「小規模保育事業所A型等」という。)に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとすること。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型等の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型等にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所にあつては、家庭的保育事業等基準附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととすること。

イ 改正府令第3条の規定による改正後の家庭的保育事業等基準(以下「新家庭的保育事業等基準」という。)第29条第3項及び第4項、第31条第3項及び第4項、第44条第3項及び第4項並びに第47条第3項及び第3項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型等の保育士(新家庭的保育事業等基準第29条第4項ただし書、第31条第4項ただし書、第44条第4項ただし書又は第47条第4項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととすること。

ウ その他所要の改正を行うこと。

3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第18号。以下「令和6年改正府令」)の一部改正

ア 令和6年改正府令附則第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)による経過措置について、令和10年3月31日までとすること。

イ その他所要の改正を行うこと。

#### 4 経過措置

改正府令の施行の日（令和 8 年 4 月 1 日）から起算して 1 年を超えない期間内において、新児童福祉施設基準第 33 条第 3 項、第 97 条（特定理学療法士等に係る部分に限る。以下において同じ。）及び第 98 条並びに新家庭的保育事業等基準第 29 条第 4 項及び第 5 項、第 31 条第 4 項及び第 5 項、第 44 条第 4 項及び第 5 項並びに第 47 条第 4 項及び第 5 項の規定による基準に従い定める児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項に規定する市町村の条例又は同法第 45 条第 1 項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新児童福祉施設設備運営基準第 33 条第 3 項、第 97 条及び第 98 条並びに新家庭的保育事業等設備運営基準第 29 条第 4 項及び第 5 項、第 31 条第 4 項及び第 5 項、第 44 条第 4 項及び第 5 項並びに第 47 条第 4 項及び第 5 項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなすこと。

#### 5 その他

その他所要の改正を行うこと。

### 第 3 改正命令及び改正告示の主な内容

#### 1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「幼保連携型認定こども園基準」という。）の一部改正

ア 幼保連携型認定こども園基準第 5 条第 3 項の表備考第 1 号に定める者について、1 人に限って、幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとすること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同表備考第 1 号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととすること。

イ 改正命令第 1 条の規定による改正後の幼保連携型認定こども園基準（以下「新幼保連携型認定こども園基準」という。）第 5 条第 3 項の表備考第 5 号及び附則第 8 条の規定により特定理学療法士及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第 1 号に定める者（同表備考第 5 号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととすること。

ウ その他所要の改正を行うこと。

#### 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園基準」という。）の一部改正

ア 認定こども園基準第 3 の 1、2 及び 4 により置かなければならない保育士の資格を有する者について、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとする。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

イ 改正告示第1条の規定による改正後の認定こども園基準（以下「新認定こども園基準」という。）第3の6及び附則第7条の規定により特定理学療法士及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の保育士の資格を有する者（新認定こども園基準第3の6ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

ウ その他所要の改正を行うこと。

3 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府・文部科学省令第1号。以下「令和6年改正命令」）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和6年内閣府・文部科学省告示第1号。以下「令和6年改正告示」という。）の一部改正

ア 令和6年改正命令附則第2項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）及び令和6年改正告示附則第2項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する部分に限る。）による経過措置について、令和10年3月31日までとすること。

イ その他所要の改正を行うこと。

#### 4 経過措置

ア 改正命令の施行の日（令和8年4月1日）から起算して1年を超えない期間内において、新幼保連携型認定こども園基準第5条第3項（同項の表備考第5号に係る部分に限る。以下同じ。）並びに附則第9条（特定理学療法士等に係る部分に限る。以下同じ。）及び第10条の規定による基準に従い定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第13条第1項に規定する都道府県又は指定都市等（認定こども園法第3条第1項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の条例が制定施行されるまでの間は、新幼保連携型認定こども園基準第5条第3項並びに附則第9条及び第10条の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなすこと。

イ 改正告示の適用の日（令和8年4月1日）から起算して1年を超えない期間内において、新認定こども園基準第3の6並びに附則第8項（同項の表第3の6の項に係る部分に限る。以下同じ。）及び第9項の規定による基準を参酌して定める認定こども園法第3条第1項及び第3項に規定する都道府県又は指定都市等の条例が制定施行されるまでの間は、新認定こども園基準第3の6並びに附則第8項及び第9項の規定

による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなすこと。

#### 第4 その他

改正府令、改正命令及び改正告示の施行・適用に伴う留意事項については、追ってお示しすることとしていること。

○内閣府令第十号  
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月十六日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改正後  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| （趣旨） | <b>第一条</b> 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。<br>一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二條、第二十二條の二第一項、第二十七條、第二十七條の二第一項、第二十八條、第三十條第二項、第三十三條第一項（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十八條、第四十二條、第四十二條の二第一項、第四十三條、第四十九條、第五十八條、第六十三條、第七十三條、第七十四條第一項、第八十條、第八十一条第一項、第八十二條、第八十三條、第八十八條の三、第八十八條の六、第八十八條の七、第九十條並びに第九十四條から第九十八條までの規定による基準<br>〔二〇四 略〕<br>〔二・三 略〕<br>（職員）<br><b>第三十三條</b> 〔略〕 | 3 前項の保育士の数の算定に当たつては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第四十九条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該保育所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第九十五条、第九十六条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 | 2 〔同上〕<br>〔項を加える。〕<br><b>第三十三條</b> 〔同上〕<br>（職員）<br>〔二・三 同上〕<br>〔二〇四 同上〕 |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                         |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p><b>附則</b></p> <p><b>第九十七条</b> 前二条の規定を適用する時は、保育士(第三十三条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、前二条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第二項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前二条の規定の適用がないものとした場合の第三十三条第二項により算定される保育士の数の三分の二以上、置かなければならない。</p> <p><b>第九十八条</b> 第三十三条第三項及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第二項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該保育所の保育士(同条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> |  | <p><b>附則</b></p> <p><b>第九十七条</b> 前二条の規定を適用する時は、保育士(法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第五十一号)附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前二条の規定の適用がないとした場合の第三十三条第二項により算定されるものをいう。)の三分の二以上、置かなければならない。</p> <p>〔条を加える。〕</p>                        |  |
| <p>(児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正)</p> <p><b>第二条</b> 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>                                                                                                                                                                                                                                         |  | <p>(児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正)</p> <p><b>第二条</b> 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>                                                                               |  |
| <p><b>附則</b></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たつて当該保育所の保育士(同条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、第九十五条又は第九十六条の規定により保育士とみなされる者及び第三十三条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>                                                         |  | <p><b>附則</b></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たつて当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> |  |
| <p>(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)</p> <p><b>第三条</b> 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。</p>                                                                                                                                                                                                       |  |                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| <p>(職員)</p> <p><b>第二十九条</b> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技</p>                                                                                  |  | <p>(職員)</p> <p><b>第二十九条</b> 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>〔項を加える。〕</p>                                                                                                      |  |

術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第七条又は第八条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第三十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第四十四条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を一人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第七条又は第八条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

〔項を加える。〕

（職員）

第三十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

（職員）

第四十四条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。

〔項を加える。〕

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |                                                                                                                                                                                                   |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第四十七条 〔略〕</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  | <p>5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>（職員）</p> <p>第四十七条 〔同上〕</p>       |  |
| <p>2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>第九条 前二条の規定を適用する時は、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第二十九条第三項若しくは第四項若しくは第四十四条第三項若しくは第四項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前二条の規定の適用がないものとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定される保育士の数の三分の二以上、置かなければならない。</p> |  | <p>〔項を加える。〕</p> <p>（職員）</p> <p>第四十七条 〔同上〕</p>                                                                                                                                                     |  |
| <p>（経過措置）</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びにこの府令による改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  | <p>（経過措置）</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一</p> |  |
| <p>附則</p> <p>改 正 後</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  | <p>附則</p> <p>改 正 前</p>                                                                                                                                                                            |  |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の一部改正）</p> <p>第四条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |                                                                                                                                                                                                   |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>という。第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>                                                                                                                                                                                           |
| <p>3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>3 前項の場合を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準（満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、適用しない。以下この項において同じ。）に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。</p> |
| <p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>附 則</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>1 (施行期日)<br/>この府令は、令和八年四月一日から施行する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>2 (経過措置)<br/>この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下この項において「新児童福祉施設設備運営基準」という。）第三十三条第三項、第九十七条（新児童福祉施設設備運営基準第三十三条第三項に規定する特定理学療法士等に係る部分に限る。以下この項において「新家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十九条第四項及び第五項、第三十一条第四項及び第五項、第四十四条第四項及び第五項並びに第四十七条第四項及び第五項の規定による基準に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新児童福祉施設設備運営基準第三十三条第三項、第九十七条及び第九十八条並びに新家庭的保育事業等設備運営基準第二十九条第四項及び第五項、第三十一条第四項及び第五項、第四十四条第四項及び第五項並びに第四十七条第四項及び第五項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。<br/>(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第百四号）の一部を次のように改正する。<br/>附則第七条の表改正後欄中「児童等対象性暴力等」を「児童対象性暴力等」に改める。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |